

壱岐警察署協議会第4回会議議事概要

日 時	令和5年10月16日(月) 14時30分～16時40分
場 所	壱岐警察署講堂
出席者	<p>1 協議会 日高会長 岩本委員 伊佐藤委員 馬場委員 池内委員</p> <p>2 警察署 藤永署長 永淵副署長 吉永刑事生活安全課長 高田地域交通課長</p> <p>3 書記 警務係長</p>
会議の状況	<p>1 前回会議での協議会の意見に対する推進状況について 署長から、前回協議会における提出意見である「継続的な告知放送を活用した広報の推進」に対する推進状況について、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) ニセ電話詐欺被害防止広報の実施 (2) 各種不審電話等による犯罪被害防止広報の実施 (3) 交通事故防止広報の実施</p> <p>2 中学生に対する防犯講話の実施について 署長から、 7月の協議会における「学校での防犯講話で、中学生のストーカー加害防止に関する講話や闇バイト、薬物に関する講話を行ってほしい。」との意見を受け、生活安全係員が郷ノ浦中学校3年生男女に対して、ストーカー加害防止、闇バイト、薬物の乱用防止について実施した。 との説明があった。</p> <p>3 令和5年7月から9月までの業務重点推進結果について 署長から、令和5年7月から9月までの業務重点推進結果について、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) ニセ電話詐欺被害防止対策の推進 ア 犯人からの電話がつながりにくい環境づくり 高齢者世帯に対する自動通話録音機設置推進活動の実施 イ コンビニエンスストア等における対策 ニセ電話詐欺被害のない安全・安心なまちづくりに関する協定の締結 ウ 被害予防のための広報啓発活動 被害防止講話、公共告知放送、ケーブルテレビを活用したニセ電話詐欺被害状況や予兆事案の広報啓発活動の実施</p> <p>(2) 交通安全対策の推進 ア 交通安全運動に伴う各種活動 (ア) 壱岐市交通安全推進協議会などとの協働による車両広報パ</p>

レードの実施

- (イ) 自動車整備振興会主催の「マイカー点検教室」における交通安全・防犯キャンペーンの実施
- イ 各種団体と連携した交通安全対策
 - (ア) 交通安全教育車による体験型交通安全教室の実施
 - (イ) 長崎県壱岐振興局による「飲酒運転根絶宣言」の実施
- ウ 街頭活動の強化
 - (ア) 制服警察官やパトカーによる街頭監視・交通取締りなどの街頭活動の実施
 - (イ) 横断歩道周辺での街頭活動の実施
- (3) 警察官、警察職員採用募集活動の推進
 - ア 工夫を凝らした採用募集活動の実施
 - (ア) 原の辻ガイダンスでの「納涼夏祭り」におけるパトカー体験乗車や警察官募集広報の実施
 - (イ) 壱岐市広報誌8月号に警察官・警察事務職員の募集要綱を掲載
 - イ 学校、自治体等関係機関と連携した人材確保対策の実施
 - (ア) 壱岐高校と鎮西学院高校へ同校を卒業した職員が赴き、警察業務について説明するなどの採用募集活動の実施
 - (イ) 駐在所協議会等、各種会合における採用試験についての説明の実施

4 令和5年10月から12月までの業務重点推進計画について

署長から、令和5年10月から12月までの業務重点推進計画について、次のとおり説明があった。

- (1) 犯罪抑止対策の推進
 - ア 年末におけるコンビニエンスストア、金融機関等に対する警戒の推進
 - イ 防犯講話、不審者訓練等の実施
 - ウ 事案発生時の情報発信の実施
- (2) 年末における交通事故防止対策の推進
 - ア 「年末の交通安全県民運動」に伴う各種交通安全対策の推進
 - イ 年末における飲酒運転撲滅対策の推進
 - ウ 薄暮・夜間における交通事故防止対策の推進
- (3) 犯罪被害者支援の推進
 - ア 犯罪被害者支援ネットワーク会議の開催
 - イ 犯罪被害者支援制度の広報活動の実施
 - ウ 適切な犯罪被害者支援の実施

5 諮問テーマへの協議会の答申に対する推進状況について

署長から、前回協議会における諮問テーマ「警察官、警察職員の採用募集活動方策」への答申「子供を中心とした警察活動の広報の推進」に対する推進状況について、次のとおり説明があった。

- (1) 原の辻ガイダンスでの「納涼祭り会場」におけるパトカーの体験乗車や警察官募集広報活動の実施
- (2) 警察署を訪れた郷ノ浦中学校1年生に対する警察広報活動の実施
- (3) 自動車整備振興会と連携したイオン壱岐店における警察官採

	<p>用募集関係広報啓発グッズの配布、子供を対象としたパトカー体験乗車など警察広報の実施</p> <p>(4) 那賀小学校児童の駐在所見学時における警察広報活動の実施</p> <p>6 諮問テーマに対する答申について 署長から、協議会に対して諮問があり、協議会から次のとおり答申があった。</p> <p>(1) 諮問テーマ 窓口業務における受付時間短縮の周知方法について</p> <p>(2) 協議会からの答申 日高会長から協議会委員に対し、次のとおり署長への答申内容について確認があり、全会一致で了承された。</p> <p>○ 警察にも業務によって受付時間があることを市民に知らせるための広報誌等を活用した広報の推進</p> <p>7 警察職員の行為に係る懲戒処分について 署長から 道路交通法違反事案 について説明があった。</p>
提出意見	<p>○ 鍵掛け広報による犯罪被害防止対策の推進 犯罪被害防止のために鍵を掛けるよう広報してもらいたい。</p>